

第4回 「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」専門委員会 (H19. 1. 15) 議事要旨

【議題1】 タウンミーティングにおける意見の概要について

1 事務局説明

資料2により、タウンミーティングにおける県民の意見概要の報告を行った。

2 審議

●親泊委員 タウンミーティングは価値あるものだったか。あるいは何がいけなかったか。

●手塚オブザーバー 時間のないことと、絞り切る論点も各地区でみえていないという問題があった。ただ、外房に関しては、これまでタウンミーティングの受皿になかなかないできていた。今回、生物多様性戦略づくりに自分たちが今取り組もうとしていることを重ね合わせることで実施でき、人数も54名とかいて、それだけの人が集まってできたという意味ではよかった。

●佐野オブザーバー 時間がない中でやったので、事例発表会式のものが多くて、多様性を維持していくのにどうしたらいいのだという議論が進まなかったタウンミーティングも結構あった。東葛・葛南地区のタウンミーティングでは、生物多様性を守るためにはどんな仕組みが必要なのかに絞って議論した。生物多様性センターという組織がつくられて情報収集し、情報発信することが必要だということ、そういう人材の確保が重要と感じた。

●金親オブザーバー むだではない、確かに努力も大変しているが、実効性が余りないものも見受けられた。トータルでいうとよかった。

●長谷川委員 今回のタウンミーティングは横のつながりはとれていてよかった。私たちが行ったタウンミーティングでもお上に文句をつけるいい機会だという姿勢で参加した人たちが多かった。そうではなく、自ら主体的に地域づくりをしていくのだという姿勢で考えないとタウンミーティングは今後発展しないのではないかと準備を重ねる中でしていった。

●大澤会長 行政に対する不平不満、そういった場としてとらえているという印象がある。

時間がなかったという意味はよくわかるが、それぞれの地域で具体的な問題を抱えていて、それが明確にされていれば、タウンミーティングのときにそれをはっきりと提起して回答を引き出すとか、そういうことも可能なのかなという気もした。

具体的な問題として、農薬の空中散布の問題とか、ごみの問題とかは、生物多様性にかかわる内容としては追って提言の中に盛り込む形になっている。その場で意見を言ってほしい。

それから、一次産業を取り巻く状況について、県戦略という枠内でそのことにどこまで踏み込めるか。それについても提言の内容について議論する中でいろいろ述べてほしい。

タウンミーティングそのものはいろいろな側面を含んでおり、必ずしも生物多様性ちば県戦略に対するタウンミーティングという位置づけではないので、それ以外の部分はここで余り議論してもしょうがないかなという気がする。

市民とか地域の側の具体的ななかかわり。例えば空散の問題にしても、一般的に問題だといってもそれへの対処として、いつの時期のどれをやめればいいのかみたいな話にはなかなか結びつかない。県戦略では、それぞれの地域、あるいはタウンミーティングを踏まえた市民の方からのいろいろな要求というか利害というか、具体的にどのように生物多様性に問題を起こしている、その辺を現場での強みというか、そういうことを踏まえた言葉が入るといい。

センター的な役割を担うものをつくってほしいという話があった。環境や生物多様性について考え方を詰めていくときに、情報を集めにくいような市民の方々が気軽に情報を求めてアクセスできるようなセンター機能をつくっていくことも提言に盛り込めるといい。

【議題2】 提言の構成案について

1 事務局説明

資料3により、提言構成案について説明を行った。

2 審議

●金親オブザーバー 里地、里山の保全にもっと力を入れてほしい。部門間の連携をとることとか書いてあるが、具体的にどうするかが書かれなると心配だ。例えば、間伐材の利用促進というのがあったが、間伐はその補助的な問題。主伐の木材をどうするか。ここが論議されなければ、産業としての森林、それから農業としての農産物を育む農地としてもできないから、側面が強調された文章と感じた。

●大澤会長 その辺をここで議論するかどうかという話になってしまう。林業、農業についても同じ。結局、食料の輸入とか、関税の問題とか何かで現状がある。その中で農家の方々とか地域で自然を直接扱っている方々がどうすればよりよい自然とのかかわりを実現していけるか、そういう具体的な提案を頂いて、それを書き込んでいけば、行政的にも対応する1つの支えになるといいますか、そうなってほしい。

●佐野オブザーバー 4ページ、(1)の絶滅危惧種について。千葉県版のレッドデータブックで、カテゴリーAは最重要保護生物に位置づけられていて、生息する環境を極力改変

してはいけない、あるいはそういう行為をなくしていかなければいけないという書き方をしている。レッドデータブックよりも踏み込んだ形で書かなければいけない。

5 ページの 7 番、持続可能な利用の促進で、県内、あるいは市川市内等でみると、生物の多様性、自然環境の保全ということで保全した森が、行政は市民の利用もあわせて進めざるを得ない。エビネやシュンランやイカリソウがあった森が、市民の利用を進める中で、どんどん抜かれてなくなってしまう。これは生物多様性を守るための戦略だから、利用の仕方に厳しい制限をつけないと、結果として生物多様性が守られないような利用を許容する書き方であってはいけない。

●長谷川委員 県や国のプロジェクトを生物多様性保全の認証制度でチェックすることを盛り込めないか。少なくとも行政が行う開発プロジェクト等が生物多様性保全の観点から行われているかチェックをする。生物多様性の国家戦略で97年度の段階では各省庁の生物多様性保全に向けた制度が束ねられたが、県に関しても、農水省の農林部で行っている生物多様性保全型の農法、あるいは河川の方でもそういうことをいわれているが、それが本当に生物多様性保全となっているのかを自然保護のサイドからダブルチェックする。

●大澤会長 例えば環境にやさしいとか、どういう論理に基づいてそういえるのかというようなあいまいなことはたくさんあるので、それともかかわって重要なことだろう。

●吉田委員 認証制度は民間企業などに対してインセンティブを与えて、いい方向にもっていくという話だが、今の意見は、ちゃんと規制をかけるということだと思う。今までのアセスメントは事業アセスなので、該当する部分だけについてアセスをする。そうすると、隣にもその生物はいるのでオーケーになる。その隣も事業アセスをすると、隣にもいるということになる。ついにはいなくなってしまう。生物多様性情報の統合的管理で集めた情報が、活用されないことが問題で、戦略アセスを行うということではないか。生物多様性情報に基づいた戦略的なアセスを実施する。希少種がいるとわかっているところでは、その計画段階でも回避するとか、幾つかの事業が複合して影響を与えるような部分については総量規制をかけない限りは、ISO的なものでは無理ではないか。

3 ページ目の第 4 章、1 の (3) の「生態系の変質・劣化」。分断・劣化とかの方が。分断されて、それが小さくなって、それがまた劣化していくという方が多いのではないか。

4 ページ目の第 5 章の原則で「県土区分に応じた対応」とあるが、もう少し具体的に書いた方がいい。県土区分に応じた保全・復元目標の設定とか、踏み込んで書いてもいい。

千葉県らしさを出していくのであれば、この 1、2、3、4 にプラスして、一次産業に支

えられる里海・里山の生物多様性の保全・復元というようなことを。

●大澤会長 3ページ、変質・劣化という辺り、変質ではなくて分断・劣化ぐらいがいいのではないかということか。

●吉田委員 英語でいったらフラグメンテーションとディグラデーション。変質と劣化はどちらもディグラデーションとっているような気がする。フラグメンテーションに対する言葉がないので、分断・劣化でいいと思う。

●大澤会長 その辺は後で適当な言葉にする。第5章、保全・復元目標の設定のところはいいが、一次産業に支えられる里山・里海と今でも千葉県でいえるのか。NPOが支える里山・里海みたいなニュアンスもある。一次産業ということをあえていった方がいいのか。

●金親オブザーバー そのように。

●長谷川委員 戦略アセスというとニュアンスが違う。河川計画のことだが、流域懇談会で川の中の話はするが、土地利用計画に関しては口が出せない。河川計画で川の岸をどうする、多自然化とするといったところで、流域側の土地について踏み込んだ議論がない限り、土地利用の負荷を川が面倒みるという視点でしかない。

それから、飲料水レベルまで水をきれいにすれば、農業でも、工業でも、海にしても、流した水は問題ないが、農業用水のままだと多少濁っていてもいいという話になって水質のレベルは緩くなってしまう。そのままだと生物多様性に非常にマイナスになる。県のすべての事業が生物多様性保全の観点からどこがマイナスなのかをきちんとチェックリストで判定する、その視点を入れておきたい。水の配分にしても、季節量の配分によって川の魚がどうなるかというマイナスの面もある。

●大澤会長 戦略アセスという言葉をもってれば既成のものがあるが、新たに生物多様性認証制度というような仮称をもってくると、チェック項目とか、そういうことについてきちっと決めていかなければいけない。戦略アセスで済む問題でもないような感じはする。それをどういう形で評価するか。行政のことだけではないし、民間企業の側だけでもないし、一般の方々がやることでもそう。例えば、生物多様性を維持するために下刈りをするやり方にしてもいろいろ問題のある場合もある。

●吉田委員 両方書いてもいい。生物多様性情報がありながら、それを計画段階で避けるというような、活用が十分されていないというところもあると思う。

●大澤会長 その辺を含めて、書きおろすときには検討するというにしたい。

●親泊委員 生物多様性の保全・復元に向けた原則のところだが、ここの項目は方法論の

原則であって、保全・復元といった考え方に基づく原則とは違う。ここを原則論として述べるのであれば、自然を守ることが県の発展につながるという大原則に掲げて、すべての命はつながっているしつなげなくてはいけない。守るべきものは身近な自然も、遠い自然も、あるいは希少種も普通種も。過去の自然も、未来の自然もといった大前提的なものがここに入ってきて、そして 保護の原則として今並べられているものが出てくるのではないか。

それから、一次産業に従事する人がみつめる自然も違うし、都市住民が観光だとか自然のいやしという意味で使う自然も違う。行政が責任として果たすべきステewardシップというか、管理する自然のとらえ方が違う。生物多様性保全のための戦略は利用する人によって違うのではないか。県民、行政、都市住民、それぞれの自然の利用者による戦略というのは違って来るべきだ。どのように利用されるかによって書き方も変えていかないと、できたという自己満足で終わってしまう。

●大澤会長 5章、原則の前提になる部分については、第2章で述べることになっている。そこへ今の内容を含めてはどうか。それで、大目標というか、それを踏まえて千葉県の現状をみて、それを守っていく上での原則を書く。だから、5章はかなり具体的なところという位置づけ。今の内容は2章に書き込むということではよろしいか。

●親泊委員 こっちはそう。

●中村委員 今の文章の中身なら方針ぐらい。

●大澤会長 その辺の言葉を、どのレベルのプリンシパルを意識しているかが、人によって違っている。書き込んだ内容によって、原則を書きかえた方がいいこともあり得る。

同じ自然を、人が立場によってみる部分は全然違うし、そこに多様性をどうやって見据えるかというのは、原則として県民一人一人の見方というような言い方でしかないかなと思う。

●親泊委員 だれかにお任せではなくて、一人一人が参加できるような戦略というのがにじみ出るようなトーンで書かれるといい。

●中村委員 その話はタウンミーティングのときからあった。地域の小学校の教科書の副読本につくれるようなものとか、普及本みたいなものを易しく、一般の人にわかるような本を発行したらいいとか。いろいろな形で、読む方の立場に応じたものをつくっていく必要がある。

●佐野オブザーバー この専門家会議の中で、市川市が策定した自然環境保全再生指針の説明があった。これは行政内部の手かせ足かせとして、市川の自然をこれ以上悪化させない、あるいは悪くなっているもの、劣化したものはよりよい状況にしていく、そのための方針。

行政がこれからやる施策について、きちっと制限するとか抑制するとか、いい方向にもっていくというところを書き込まないとまずいのではないか。

●大澤会長　この戦略本が唯一参照するものではなく、普及本、ビデオというような、いろいろなメディアを通じて、それぞれの立場の人が触れるときに適当な内容を膨らませたものをつくったらいかがか。

それから、県に対するというのは、機能としてあると思うが、それ以上に県民一人一人がこれを見て、守らなければいけないと思うのが大事だろう。例えば柏市などで市民ボランティアが柏市の生物相を丹念に調べていて、毎週ぐらいにフィールドへ行っている。そうすると、何かそこを開発するような計画に対してどう対応しようかみたいな、具体的にそういう動きにもつながる。そういうのはすごく強みだと思う。この戦略が、ある意味ではそういう機能ももってほしい。足かせも当然そうなると思う。

●手塚オブザーバー　3章の3、歴史と環境変化の(3)開発・発展の時代の文言に大量消費とか大量廃棄とか、そういうニュアンスを加えられないか。大量消費、大量廃棄の問題は農林漁業で議論されている問題に直結していく。農業や漁業も同じような方向に向いて集約化を進めたり、薬を使ったり、機械による生産性の向上などをやってきたのがここ50年間の流れだ。

●大澤会長　そのとおりだと思う。大規模な開発は江戸時代にやられたことだろうし、言葉を検討した方がいい。

●中村委員　今、歴史の専門家と議論をスタートしている。時代区分の仕方と、自然と人間のかかわりの程度とかというものを構成し直したいと思う。文化の面に関しても、この辺の中身を充実させるなり、章立ては柔軟に考えていくことも必要ではないか。

●大澤会長　5章まではこれまでに議論が終わっているので、きょうの意見を背景に再構成することでよろしいか。よければ、第6章から具体的に内容に入っていきたい。

●仲岡委員　5章について、一次産業との関連を方針に入れた方がいい。特に海域を考えると、保全のときに漁業権の問題が必ず出てくるので、この内容が一次産業従事の方が関係ない話だと思うと全くのプログラム規定となって何も始まらない典型例になってしまう。

●原副会長　第5章、3で生物多様性情報に基づいて面的保全を図るとあるが、まず正確な生物多様性情報に基づく対策をとるということをやった上で、その上で別立てで生態系の面的保全とネットワークとか、その後の情報共有と県民意識の改革という形にもっていった方が、すっきりするのではないか。

●大澤会長　これは、くっつけたのはどういう理由でしたか。当初は生態系の面的保全とネットワーク化という言葉だけだったのですけれども。

●事務局　現場対策の中の留意事項のところ、データベースとかそういった情報に基づいてコアエリアとかいろいろなものを保全するというのがあった。それを簡略化して、生態系保全とか面的な保全という言葉を加えてこういう表現にした。

●大澤会長　それと、科学的根拠と伝統知に基づくとか何か、その具体的内容は生物多様性情報だからというような。余りに科学的知見に基づくとか、伝統知というのは一般的過ぎて当然だろうと。ある意味で、生態系の面的保全とネットワーク化というのかなり一般的だが、それを生物多様性保全という目的に絞り込めば、あえていう意味はわかりやすくなる。例えば、両生類があれば、水系と周辺の森林とかをセットにして考えなければいけないとか、そういうのは生物多様性情報に基づくという言葉で一括できないかなということなのです。これもまた、書きおろす段階で内容が変質していくかもしれないし、分けた方がいいということになるかもしれない。

●中村委員　そういう産業分類で物をいわずに、農業、林業、漁業、工業、商業とか、そのようにはっきりいった方がいい。

●大澤会長　農林水産業とNPO。第6章、「生物多様性の保全・復元に向けた現場対策」。「現場対策」という言葉がよいかどうか。それから、1が「原生的な自然環境の保護」。千葉県にも局所的には原生的な自然があるとは思いますが、「原生的な」という表現が適当か。

●仲岡委員　原生的という言葉は、海ではかなり重要だ。外房の岩礁地はかなり原生的な部分と理解できる。「生物多様性保全に関連する原生的な」というところは入れた方がいい。

●大澤会長　とりあえずこのままで。2番目が「伝統的里山・里海の保全・再生」。

●金親オブザーバー　目指すところの多様性のベッドとなる里山とは何年前の話なのか。それが生物多様性と直接結びつくのか。ただ、原生林ではないでしょうが、いろいろなレベルがある。何を目指すのか。

●手塚オブザーバー　伝統的里山・里海の間にもう1つ欲しい。里地なり人里なり私のイメージでは、里山と里海の間に距離がちょっとある。

「支援を図る」「保全の制度をつくる」「奨励的手法を検討する」「保全を推進する」という、この里山・里海の保全再生の文章を読んだ限りでは、従来型の取り組みと変わった印象を受けない。今一番大切にしていることは、地元の漁業者とか農業者の意識が変わっていくような動きです。明らかに変わって、先頭に立って動き出している漁業者も農業者もいる。

ここのところが今回、生物多様性と一番絡み合って大きく動かしていかなければいけない部分だろうと思う。地域、地域で自立して何か取り組んでいこうというのをバックアップしていく、そういう視点で文言が入らないか。

●大澤会長　この2が、一番の重要なところだと思う。農林水産業をどうやって維持し、その結果として里地・里山が生き返ったというあたりが基本的な考え方としてあると思う。ただ、国際情勢とか、日本の政治経済情勢とか、そういうことにかかわりがあるために、その現場だけで、あるいは千葉県一県の、南房地域だけで物事を考えられないというあたりが一番のネックになっている。地域の自立を促進する施策の必要性とか国際的な産業、社会、経済情勢を踏まえた施策を案出するとか、それはつくり出すしかない。その辺を踏まえて、十分留意して書いていただく。

●中村委員　里山・里地とか用語の混乱は辞書レベルでも甚だしい。単純に里と山を里山とすれば良い。里地などといわなくても、里があつて、山があつて、海があるから山里海ぐらいに、思い切ってそういう用語をつくるという手もあるのかもしれない。

それから、何年ごろからといったときに、とりあえず30年ぐらい前、要するに農地でも土地改良する前とか、高度経済成長期の前というのは昔からそんなに変わっていないのではないか。それから、我々がイメージできることも重要。江戸時代といっても江戸時代をみた人はいない。例えば、30年代ぐらいということであれば、イメージできる人はかなりいる。30年代と江戸時代が同じかとはもちろんいいませんが、その辺を歴史学の専門の人がかなり詳しいデータをもっているのもう少し情報を整理して、中身を含めて提案させていただければと思う。

●原副会長　文言だが、弱いと感じられる1つの要因に「検討する」とか「場合によっては」とか、この辺をもう少し明確な言葉を使うようにしたらいいのではないか。

●長谷川委員　放棄された谷津田がなぜ問題なのかといったときに、残土処分場に開発されてしまったりとかが一番の問題だと思う。対案として里山を戻すしかないのかと考えると、とても全部やり切れない。特に清澄山の山溪とか奥まったところの谷津田は、原生自然を復帰させるといった土地利用の見直しもないと大変ではないか。手が入らなくなった場所を再生する部分と、里山的に利用する部分と、原生自然を積極的に復帰させる部分も欲しい。

●仲岡委員　どこを原始的な部分にするか、どこを里山として手を入れて保全するかを考える上で、この上のレベルでまずゾーニングを決める。どうやって決めるかは非常に難しいが、ここに入れるべきなのかなという気がする。

まず、保全するタイプとか。その後の利用方法を、上位スケールで合意に基づいて決めることになると思うが、その点をどこかに言及しないと、どれが1番で、どれが2番で、というところで、人によって意見が違ったりして、なかなか進まない。

●大澤会長　具体的な場に即してそこを復元すべきか、里山として管理すべきか、農林水産業をきちっと振興すべきか、それは恐らく変わってくると思う。1番を「原生的な自然環境の保護・復元」としたらどうか。そこを積極的に維持しようとする人がいないのに里山的な環境として維持しようとするよりは、そこは自然に戻すという発想があってもいい。

●金親オブザーバー　土地利用をどうするかということになる。いい提案だが、具体性をもたせる答えでなければ、今までと同じように空論になる。公と私の分担をどのようにやっていくか。それをグローバルにみてやっていくという論議は正しいと思うが、それをどう千葉県の中で根づかせていくかが議論されないと、提言の色が薄くなって見える。

●長谷川委員　生物多様性保全の条約が決まるときにNGOが提言書をまとめたもので、人間環境全体を通じた生物多様性の管理、地域での管理という項目が挙げられていて、そこにその土地利用区分の見直しとか、私有地と公有地でどう対策をすればいいかがうたわれている。土地利用を見直すということは、書いておくべきだ。県の施策すべてを整備体制の面から見直すことと相對したものとして書いてほしい。

●中村委員　今までは都市を膨らませるために、あとは野となれ山となれという形だったが、反対にその外側から都市を見直す、そういう形でゾーニング計画とか土地利用の見直しをやらなければまずい。

●仲岡委員　ゾーニングで土地利用区分の見直しとかになると、提言が実効性をもつかどうかに結びつくものなら、5章に入れた方がいい。

●大澤会長　私と公の土地が出てくれば、必ず土地所有性の部分に入っていくが、昔は日本では耕作をしていない土地は共有の土地に戻るというシステムだった。使っていない谷津田は、公がお金を出して維持させるとか、お金を出してごみ捨て場にならないように管理をするというよりは、県民が総意としてそういうものを自然に戻せという戦略が出た結果としてそうなれば、県が買い上げていくとか、公有地化していくことを本気で考えない限り、絵にかいたもちになってしまう。その辺を具体的な手法として一時的にお金を出して、NPOに維持管理をさせるような方法がいいのか、それとも、そこは原生自然に復帰させるべく土地を買う。これから、縮小社会で人口がどんどん減っていけば、NPOだって成り立たない。おじいさん、おばあさん、そういう人たちが維持管理するといったって、それはできないし、

その辺の抜本的なところまで、本気で考えるのであれば、この戦略には縮小社会に向けた展望を盛り込んでいかなければいけない。

2は、そういう意味では内容が一番難しいところ。公に任せればいいわけでもないし、私が何とかするわけでもないし、国なり県なりがそういう場所をどう考えていくかは、これからは本当に必要なことになってくる。

●田畑オブザーバー 土地利用というのがいいか、「現場対策」とここに入れているが、5章等でもいいが、「生物多様性のための土地対策」、そんな言葉がいい。それとも、今度は海域のことが出てくるとどうなるか。字句は土地対策でいいかもしれないが、その辺は、ここを書かれる方は考えていただきたい。

●金親オブザーバー 都市内農地には、生産緑地という形もあるが、山林にもそれを取り入れたら。生産林地。要はどのような使い方にするから、私はこれを保全しますというか、その目的に合った管理をしますと。何もしませんからもう原生林に戻っていきますと。そういうのも選択としてゾーニングのときに、生産緑地的な考えを林地にも導入したらどうか。

●大澤会長 千葉県で緑地買上げの基金があるはず。そういうのを活用して、手放しますとって非常に良好な林地であれば買い上げてしまうと。

●中村委員 農地で農業をやらなくなったら国などがその土地を買って、新しく農業をやりたい人に売るという制度がオランダにはあるというのを聞いた。それぐらいやれば、また、本当に農業をやりたい人に土地をしっかりとゆだねることができる。

●大澤会長 都市開発ではそれをやっているわけでしょう。ブゲンか何かで造成して、その差額をあれすると。

●金親オブザーバー 林地離れが起きていて買ってほしい人はいっぱいいる。いずれにしても、流動化させるということ。売りたい人は買いたい人に買ってもらう。それができるかどうか。また、それを買った人は管理をできるという担保をちゃんとするかということだ。

●手塚オブザーバー それは林地のほかに農地も、田んぼも全部考えるわけか。

●大澤会長 そうです。

●手塚オブザーバー 農地に対する関係も全部ここでクリアにしていくということか。

●大澤会長 それも同じ発想に入れていいと思う。農地でも耕作しないのだったら、そこは自然に復元させていく。

●金親オブザーバー ある意味で、公的な面を徐々に強めていくということだと思う。問題はありますが、少しずつ出して、だんだんに組みがわりになるものというか、できればそうい

う形にできれば。

●吉田委員 日本の里山の歴史の中で、人口 3,000万から 5,000万ぐらいだった時代は江戸時代ぐらいからで非常に長い。今でも食料自給率は40%だから、食料自給から考えたら、人口1億 2,000万いたって 5,000万しかいないのと同じ。だから、将来的にだんだん人口 5,000万人の日本になっていく。そこを念頭に置いて、人と自然とのかかわりを考えていかななくてはいけない。新しい里山と人とかかわりをつくっていくしかない。その中で自給率を高め、やりたい人が農業をできるように変えなければいけないし、外材ではなくて、国内の材料を県内で使うようにしていく方策をとらなければいけない。

●大澤会長 大体いろいろな意見は出尽くしたかと思うので、書き出すときにはそういうことを念頭に置いて書いてください。3の「人工的・都市的環境での生物多様性の回復」と。

●原副会長 千葉の全体を考えたら、都市に住む人が多いから、その人が生物多様性に目を向けるような工夫、例えば千葉県の中央博の生態園のように、都市の中につくるそういった意義も認めていかないといけない。

●大澤会長 4の「野生生物の保護・管理」はいかがか。

●吉田委員 4ページのところと、6ページの2の(1)にも地域ステーションという言葉を書いたが、東京新聞の1月5日に、兵庫県の森林動物研究センターが今年4月にできるという記事が出ている。鳥獣被害が全国的に大きな問題になっている中で、ただ駆除していけばいいというわけではない。研究しながら、その生息地の保全管理と個体数調整と被害防止というのを3本柱でやっていかななくてはならないという中で、現地に近いところでこういうステーションがあって、兵庫県の場合には5人のスタッフ、専門員に対して、県庁の中で職員の希望をとったら13人の希望者があって、その中の本当にやる気のある5人を選んで、2年間、オン・ザ・ジョブ・トレーニングをやって、ようやくオープンする。そのぐらいの対策をとらないと、今の南房総地域の鳥獣被害問題は大変な状況。だから、生物多様性の中では、これと外来種問題、希少種の保護が全部集中しているので、そういったことをできる人を専門家として配置する。そういう場所を現場につくらざるを得ない状況だと思う。

●大澤会長 これは非常に重要な問題ですので、今のような具体的な策に結びつくような書き方をしていただくといい。

それで、(3)の「外来種の駆除」について、「外来種全般について、基本的な対応方針を定めた外来種対策基本方針を策定し、これに基づいて個々の防除計画を立てていく」。これを読むと、外来種は全部防除する、駆除するという文章に読める。必ずしもそれは適当では

ないと思うので、例えば侵略的外来種とか、県レベルでも、多分その種を特定していくような対策が必要だと思う。一般的に外来種という言い方をすると、実効性もないし、これまでの文化を否定することにもなりかねない。

●仲岡委員 既に入ったものの駆除とか管理はあるが、これから入ってくるかもしれないものについての言葉がない。国内移入種については、特に海の生物では法律の方ではほとんど対応できていない。遺伝的かく乱の問題もあるので、同じ種であっても、国内の遠くからもってこないという原則、未然の防止みたいな点について、書いた方がいい。

●長谷川委員 千葉県が成田空港や千葉港で外来種の侵入の窓口になる可能性が非常に高い場所なので、侵入防止の視点を入れることに賛成だ。

●大澤会長 それでは、それを付記する。次は5「農薬等化学物質・有害物質の排出抑制と分散防止」。これもタウンミーティング等でたくさんの御意見が出ていた。農地等に関しては何ら対策がとられていないのか。

●金親オブザーバー 農薬をこのように使っている、このぐらいしか使っていない、この時期には使わなかったというのをやらないと駄目な時代になった。公の場に出すには、トレーサビリティをちゃんとしないともう受け入れなくなってきている気がする。

●佐野オブザーバー 農薬の空散について県が補助金を出す制度がある以上、空散をお願いするような状況にあるのではないか。群馬県では基本的に空散をやらない方向を打ち出している。少なくとも群馬レベルの方針を打ち出していただけたらということだ。

●金親オブザーバー 空散をしなかったらこうだ、したらこうだというデータがはっきり出されていないと聞いている。

●大澤会長 松枯れの空散も、森林審議会ですら毎回それについては報告をして、影響がないというあれがあって継続するみたいなことをずっと続けていた。けれども、実際は全く死んでいるわけですから。調査の仕方そのものも問題です。ですから、その辺は、そうしたら、もうちょっと情報がないと。環境部では農薬の空散とかは全部把握しているか。

●事務局 把握していない。

●大澤会長 農林部では全部把握しているのか。

●農林水産政策課 農薬には厳しい基準があり、それを守ったものでないと使用ができない制度になっている。ただ、個々の農家が畑にまくのに、立ち会うわけではないので、この地域で何キロまいているとか、そういったことまでは把握できない。

●大澤会長 空散については何か特別に許可をとるとか、そういうことはないのですか。

●農林水産政策課 空散に関しては許可等はないと思う。正確な情報は後ほど確認する。

●手塚オブザーバー 空散は選択の幅がある。私は田んぼを借りて小作をしています。私が選んだ田んぼは、平地だが、その地域の人が空散をしないでほしいということで選択した地域です。その選択はできる。割当てでも何でもなし。実際に耕作している多数の人は、空散は大して効果がないということを口にする。

●原副会長 生物多様性に影響を与えるものとして、除草剤も結構影響がある。海に流れて影響があるとか、という話もあるようだが、その辺も影響が考えられれば加えた方がいい。

●仲岡委員 そういう研究を開始されている方が複数出てきた状態で、可能性として高い。島根県の中海などで、アマモがなくなった時期と一致しているのは、沿岸開発でなくて、農薬を使い始めた時期。そういう状況証拠をつかんでいる方はいるが、過去にさかのぼって化学成分の検知をするのは難しい。ただ、海と陸のつながりという、そういう可能性は非常に高いと思うので、その点を意識した文章をつくっておくのは有意義と思う。

●大澤会長 これは、実際に書き込む段になった時点で、その担当の方がもうちょっと情報を環境部を通じて集めていただくとか、何かそういうことが必要だと思う。

それから、6の「遺伝子組み換え生物による生態系かく乱の防止」も、タウンミーティングのときに随分発言があった。野外にいっぱいあるという話だが、どこが把握しているのか。

●事務局 農林水産部になる。

●大澤会長 これも同様にデータをある程度集めていただくことになる。

●中村委員 細胞が死んでも、DNAはほかの細胞に取り込まれるという研究もある。

●大澤会長 院内感染がこんなに問題になっているわけだから、閉鎖系ではないにしても、ある特定の生態系のものが非常に問題になるということ。特に耐性菌。情報をきちっと収集して、もし余りにひどいようであれば、こういうのは先導的にいったらいいのか、そういう対策を具体的に講じる必要がある。このメンバーでは情報を持ち合わせていない。環境部で情報を集めてほしい。それから、わからないのだったら、わからないということで、そういう危険もあるということであれば、そういう研究調査が必要であることになるかと思う。

7が「持続可能な利用の促進」で、これは生物多様性の恵みを受けるという視点での言葉。

●仲岡委員 ただ、持続可能な利用の促進というタイトルだと、普通は魚とか、農作物とか、そういうものを思い浮かべるので、この場合は、どちらかという生態系サービスみたいなもの。それが分かるような区別をした方がいい。

●大澤会長 生態系サービスの中でも、そういう文化的というか、景観的なサービス。物

質的なものも生態系サービスの1つだから。言葉を昔風にいえば公益的機能というもの。今風にいうと、精神的・文化的サービス。

●佐野オブザーバー 生物多様性を保全する立場から考えるときに、人の利用を積極的に推進を図るという書き方がふさわしいのか。制限をすると書かないとまずいのではないか。

●大澤会長 特に途上国などで、森林伐採や農地開発をしてはいけないといったときに、地元の人たちが生計を立てるために収奪的な、供給的サービスという物質的なものを生態系から得て生活資金を得るのではなくて、観光等の、見て楽しむ、触れない、壊さないというものとしてよくいわれる。千葉県は特に観光立県ということを最近重視している。地域の人たちが生活を成り立たせていくために、必ずしも畑とかゴルフ場を誘致するとか、そういう破壊的な産業ではなくて生活を成り立たせるというニュアンスだと思う。もちろん、箱物をつくってしまうとか、一般にそういうことになりがちだから、その辺をきちっと書き込む。勘違いをされないような方法が必要だ。

●吉田委員 言葉としては、生物多様性の非消費的利用。

●大澤会長 生物多様性がもたらす生態系の恵みの享受というか、そんなニュアンス。

●手塚オブザーバー 「観光、景観、エコツーリズム、森林セラピーなど」をとれないか。言葉が独自に歩き出す。「生物多様性がもたらす恵みをより多くの人たちが受けられるように、非消費的な利用の促進を図る」というぐらいにとどめておくことはできないか。

●金親オブザーバー 具体的に書かないと読めないということもあるかと思う。

●手塚オブザーバー 観光という言葉だけが載っているのが気になる。そこの観光が何かと問われないと、観光だったらいいみたいになってしまうのが心配だ。

●大澤会長 何か形容詞をつければいい。

●手塚オブザーバー そうですね。

●大澤会長 観光だけはどっちにするか。最終的には文案でチェックすることになる。8の「資源の有効利用と自立循環型社会の構築」。これは、先ほどの使わない土地を買い上げるとかに関係する。社会設計というか、そういうものと結びついた資源の有効利用と。

●金親オブザーバー 一坪地主的な環境保全団体というのが余りない。それを誘導していないのではないか。そこに投資すれば、共有分としてその目的の団体の目的に合った利用が図られ、例えば税制によって、そこを買えば目減りするという動きは、既にイギリスでは非常に進んでいる。そういう意味で、イギリスの最大の地主が市民だという話を聞いたことがあるが、日本はそういう方向に向かっていない。小さいお金を集めて、目的の形で保全する、

保護するという形に税制面でも何かやるというものがあるのもいいと思う。

●大澤会長　　そういったいろいろな手だても含めて考えるということでしょうけれども、千葉みたいなどころだと完全に原生自然に戻してしまっていていい部分というところが多ければ一坪地主的なものもいいが、将来、時世によって土地利用が変わったりするようなどころだと。

●金親オブザーバー　　多数の市民がもつことにより、当初立てた目的の用途を変えられない、変えにくいという縛りをもたせる。間伐材の利用促進は、ある意味では瑣末なことだ。

●大澤会長　　林家にとっては、森林をいかにしたら維持していくかは切実な問題で、しかも世代をまたがって維持しなければ林業は成り立たないから、そのときの人たちだけが考えていけばいい問題ではない。

●金親オブザーバー　　主伐した木が売れない、売れば当然間伐もやる。

●大澤会長　　主伐を時世が変われば、外材に頼れないという状況があれば、今はとりあえず間伐をしておかない限り、主伐も成り立たない。資源の有効利用というところに、これだけが上がっているからちょっと奇異な感じを受けるかもしれない。

●長谷川委員　　税制の面のことだとかというところで、保全のための土地制度の検討とか条件整備という部分がここに書かれるといいのではないか。

●大澤会長　　今までの範囲をどうまとめていくか、意見を頂きたい。委員が分担して書くか、だれかが代表で書き上げてみんなが手を入れるやり方もある。提案がないようなら、事務局案を提示してよろしいか。事務局案は執筆分担という案である。では、それを配るよう。

(資料配付)

そういう形で各章、節を分担してほしいという案です。よろしいか。

●事務局　　原則としてページ単位で各項目が完結するイメージで、できるだけわかりやすく、文字が余り細かくならずに図表とか写真等とセットで示すといったことをつくる。図表の作成等については、事務局に相談してもらいながら、作業とするとこちらの方でつくっていく。事務局ともいろいろやりとりしながら一緒に作成していただけたらと思っている。

●大澤会長　　著者名が出て書かれるようなものではないので、一応担当として書いて、それを全員で手を入れながら最終的なものをつくる。それについては事務局が全面的に仲介し、やりとりについて責任をもつ。原稿の提出期限は2月5日ということで提出いただく。

●原副会長　　7章はまだいろいろ議論があるし、タウンミーティングなどでもいろいろ具体的な意見がたくさん出たところだ。これも一存で5日まで書くような形でよろしいか。

●大澤会長　　今後の会議の予定はどうか。

- 事務局 次回は2月24日を予定している。3月にもやりたいと考えている。
- 大澤会長 第7章については次回に時間をとって、そこで議論する。

〔傍聴者からの意見〕

●傍聴者 第1章から第3章で、これまでの反省をきちっと書いた方がいい。経済優先で、環境と人格権みたいなのが犠牲になったという日本の現状。戦後は一極集中の画一的な農地法土地政策もあり、地域とか周りの自然、生物に住民自体の関心が薄らいでしまったという住民側の責任もある。行政の縦割りも大きかった。縦割りの中で、これは相手の領域だと考えると、タブーがいっぱい出てきて、議論を公の場でしなくなった。これからのパブリックコメントで、本質がみえないと県民もちゃんとした意見がいえぬ。タブーをつくらずに環境の問題を考えていかないといけない。

地域の命とか自然に対する関心が薄らいだ。地域の人たちがもう一度地域のことを見直すような、人間が自然にもっと関心を寄せるようなプログラムをつくっていかないといけない。

NPOとかいろいろな人たちがかかわるようになってきたが、ボランティアだけでは守りきれない。ある種の労働ダンピングがNPOという名のもとに起こっている。労働は労働として認める、ボランティアはボランティアとしてきちっと整備しないと、環境の問題に深く突っ込んでいけない。6章、7章で労働という意味の位置づけをきちっと押さえてほしい。

●傍聴者 第6章の2に条例化を検討するとあるが、何についての条例化なのかの議論はなかった。何を条例化なのか、里山条例で適用できない部分なのか、尋ねたい。

第6章の現場対策と8章の具体的プロジェクトとの関係。具体的プロジェクトと第6章とが対応しているのか。実際にやるのは第8章であるならば、第6章のものがこの中にこぼれ落ちなくきちんと入れられているのか。

第6章の5の農薬のところ、肥料の過剰の散布についても入れていただきたい。

●大澤会長 農薬だけではなくて、農薬、肥料等ですね。それから、事務局としては条例化の部分はいかがか。

●事務局 専門委員会の中でこういった意見が出て、それを記載している。条例化は非常に重いことなので、議論いただきたい。

●吉田委員 場合によっては条例化が必要といった趣旨は、千葉県の場合は野生生物の貴重種などが里山などに多い。それに配慮した耕作の仕方、農薬を使わないということをやった場合に、税制上の優遇措置も必要ではないか。そうすると、条例化も必要ということでは

った。4番の野生生物の保護・管理のところに条例等の整備を含むと書いたが、同じことをいっている。アメリカなどでは、絶滅危惧種法の対象になっているところで、それを保全するような農地管理や牧場管理をした場合には優遇措置になるといったものを千葉県でも是非やるべきではないかといった意味で条例化と言った。

●佐野オブザーバー 多様性を守ることが経済にとっても大事だとか、そういった発想を県民全体、県議会議員、県庁内の行政の方たちにもわかっていただいとすれば、最上位の条例として、例えば生物多様性保全条例があつてしかるべきと思うが、現状としては厳しいものがある。将来的にはそういう条例が必要だとか、前向きな書き方はできないか。

●金親オブザーバー 条例化は最終的な目標だと思う。是非目標としては掲げるべきだ。

●大澤会長 条例化も目指すかもしれないが、県民一人一人の意識改革というか。そういう部分もある。ただ単に条例化というのよりは、そういうものを一体的に述べる必要がある。

●傍聴者 6章と8章とのどういう関連があるのか。

●中村委員 当然現場対策と対応すべきものだ。中身を詰めながら、6章とも対応しなければまずい。三番瀬とか印旛沼とか、既にプロジェクトは動いているから、既存のものを洗い出しながら、命を軸とした生物多様性のプロジェクトとして、今までのものとどうやって整理していくのかは課題だと思う。

●傍聴者 どうして生物多様性が必要なのかを普通の人にわかってもらうことが必要ではないか。そういう目線でその部分の目標とかを考えてほしい。もう1つ、どういう要因が生物多様性を阻害するか。開発するとマイナス何点とか、そういうものが合わさると何点になるという一覧表をつくってはどうか。それがわかると、共通に保全する方法がみえてくる。

●吉田委員 先ほどの条例化のところ、レッドデータブックが47都道府県で全部できていて、3分の1くらいの都道府県が貴重野生動植物保護条例をつくっている。千葉県はできていないので、つくらずにレッドデータブックをガイドラインとして使うのか、それともつくるのか。そこが分かれ道としてある。今までの規制的手法でつくるのか。あるいは、千葉県の場合には貴重種が余りにも里山に多いので、規制的手法ではできないというのであれば、千葉県生物多様性条例みたいな形で、奨励的な手法でつくるのか。私はどっちかという後者の考え方だが、そういう形で是非戦略の中に盛り込みたい。

●事務局 次回は、2月24日土曜日、午後1時からで、千葉市内の会議室を予定している。これで閉会とさせていただきます。

—了—